

マイロード・マイタウン整備事業

施策のポイント

集落コミュニティが本来持っている底力を引き出すことで、インフラの効率的な整備、維持を図ることができる。また、道路・水路の整備作業を協働で行うことにより、集落のコミュニティの活性化も期待できる。

自治体情報

青森県平川市

人口 / 34,291人

標準財政規模 / 11,292,553千円

担当課 経済部農林課

電話番号 代表0172-44-1111 内線2178

実施主体 平川市

関連ホームページ http://www.city.hirakawa.lg.jp/kouhouhirakawa/10_04_2.pdf

事業期間 平成22年度から平成24年度まで

参考とした施策 岩手県滝沢村、みちなおし支援事業

関係施策分類 ③ ⑥_ア

施策の概要

1 取組に至る背景・目的

これまで、町会や行政区域の道路や側溝などの整備が必要となった場合、住民から市へ整備の要望があれば柔軟に対応してきたところであるが、簡易な整備で済む案件であっても、行政で全て対応することにより、本来地域（集落）が持っている自主性を損なう恐れがあり、地域（集落）のコミュニティ活動の低下を招くのではと危惧されていた。

そこで、行政と市民が同じ目的（まちづくり）に向けて手を携える協働を理念に掲げ、地域住民が自主的かつ積極的に、地域（集落）が必要とすることを早期に自らの手で実現可能な体制を整備することにより、コミュニティ活動の醸成を図ることができるよう取り組んだものである。

2 取り組みの具体的内容

本事業は、地域（集落）が主体的に実施する農道や水路の整備活動全般について、作業経費を市が補助金として交付することにより負担するものである。

町会や行政区域内の道路・水路などの整備活動全般において、町会や行政区が自ら行う活動のうち、土水路の整備に必要な側溝代及び道路の砂利敷きに必要な砕石代の原材料費、土水路の整備に必要なバックホウリース代及び道路の砂利敷きに必要なダンプトラックリース代などを対象とする。

3 施策の開始前に想定した効果、数値目標など

- ・地域住民が主体的かつ積極的に、地域（集落）が必要とする整備を自ら早期に行うことが可能である。
- ・地域住民が協力しあって整備を行うことを通して、コミュニティ活動の醸成を図ることができる。
- ・活動に必要な経費の一部（修繕に必要な原材料費、重機の借上料）のみを助成対象とすることにより、市が全ての修繕を行うよりも経費の削減を図ることができる。

4 今後の展開と課題

工事に携わったことのない素人が工事をする場合、道路によっては交通安全上の危険を招く恐れもあり、実際の工事作業の前に指導が必要である。

平川市マイロード・マイタウン整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 市は、市民と行政がそれぞれの知恵と責任において、連携を深めながら取り組む協働まちづくり活動を推進するため、町会及び行政区(以下「町会等」という。)が行うまちづくり事業に要する経費について、平成22年度の予算の範囲内において、当該町会等に対し、平川市マイロード・マイタウン整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則(平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、町会等が所在する行政区画内において、町会等が行う公共施設整備の整備及び維持補修に係る経費のうち、次のとおりとする。

- (1) 原材料費
- (2) 借上料
- (3) その他、市長が特に認めたもの

2 第2の1の「行政区画」とは、町会等が所在する住所を基本とした区域とする。

3 第2の1の「公共施設整備の整備及び維持補修」とは、道路の舗装、砂利敷き整備や穴埋め補修及び、道路側溝、水路の布設整備や破損箇所の補修等とする。

4 第2の1の(1)の「原材料費」とは、アスファルト合材、セメント、砕石、砂、コンクリート二次製品等の購入費とする。

5 第2の1の(2)の「借上料」とは、ダンプトラック、バックホウ等建設機械の借上料とする。

(補助金額等)

第3 補助金の額は、1町会等当たり100万円以内とする。ただし、町会等が所在する行政区画内において、事業を実施しようとする年度に、次の交付金が交付される場合は50万円以内とする。

- (1) 中山間地域等直接支払交付金
- (2) 農地・水・環境保全向上対策共同活動支援交付金

2 補助率は、補助対象経費の10/10とする。

(申請書等)

第4 交付申請にあたっては、規則第3条に規定する書類及び事業計画位置図を提出するものとする。

2 交付申請書及び事業計画書の提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の交付条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業費の20%を超える変更もしくは事業内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。ただし、事業内容の変更をする場合で、事業費の20%を超える変更をともなわない軽微な変更にあつてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業実施期間は、交付決定の翌日から交付年度末までとする。
- (5) 補助事業対象施設の設定は、市及び土地改良区等の施設管理者の整備及び維持補修計画を勘案して適切に行うものとする。
- (6) 補助事業実施に係る経費のうち、補助対象経費を除くすべて経費は町会等が負担するものとする。
- (7) 補助事業実施に係る人員は、事業主体の行政区画内に居住するものとする。ただし、市長が必要であると認めるときはその限りではない。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長が必要であると認めるときは、補助金交付決定額内で概算払いにより交付する。

(補助金の交付請求)

第7 補助金の交付の請求にあつては、規則第6条第3項の規定により補助金(概算払)請求書を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第8 事業完了後、規則第12条に規定する書類及び事業記録簿(別記様式第1号)並びに事業実施位置図を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る補助金に適用する。

予算関連データ

総額 ①～⑤の計		財源内訳(財源区分:①～⑤)				
		①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
13,000千円		0千円	0千円	0千円	0千円	13,000千円
①～④の名称、 所管など	名称					/
	所管					
	金額					
	補助率					

提供可能資料：平川市マイロード・マイタウン整備事業費補助金交付要綱